

令和6年度瀬戸内海国立公園淡路地域の公園計画第4次点検
に係る調査等業務の業務請負条件

瀬戸内海国立公園は、その比類ない内海多島海景観に加えて、自然と人文とが調和した特色ある景観を有することから、昭和9年3月16日に我が国最初の国立公園の一つとして指定された。その後、数回にわたる公園区域の拡張等によって、現在は11府県にまたがる瀬戸内海のほぼ全域が国立公園として指定されている。

淡路地域は、極相林を形成する社寺林及び自然海浜等の良好な自然とその利用地点を中心に区域指定され、淡路島全域に区域が点在している。昭和25年に区域指定された後、数回にわたり公園区域の変更、事業計画の追加等を経て、平成24年に第3次点検が行われた。この第3次点検から現在まで（11年間）の間に国立公園を取りまく自然環境・社会的条件をはじめ、自然公園法においても自然体験活動促進計画が新設されるなどの法体系が変化している。

本業務は、これらの変化を踏まえた本地域の第4次点検を開始するにあたり、本地域周辺に関する基礎的データの収集・整理、現公園計画図の既存GISデータの修正及び現地調査を実施することを目的としている。業務実施に当たっては成果品の品質を確保する上で、過去に自然環境調査や公園計画の点検業務に従事した実績と、植物に関する知見を有していることが必要である。

以上の観点から、請負者は下記業務請負条件にかかる確認書類（組織の実績については、仕様書及び契約書の写し、配置予定技術者については、資格者証の写し、以下「業務請負条件資料」という。）を提出すること。

記

1. 提出書類

(1) 組織の実績

令和元年度以降、公示日までに完了した業務において、自然公園（国立公園・国定公園・都道府県立自然公園）における公園計画の見直し業務又は自然公園内の海域（島しょ部、海浜含む）での自然環境調査業務（業務の一部に含む場合も可）の実績を1件以上有すること。

(2) 配置予定技術者が以下の経験・資格等を全て有していることが確認できる書類

(①～③の条件を満たす者。なお①～③は同一人物でなくとも構わない)。

①管理技術者又は担当技術者

下記のいずれかの資格を有し、技術士法に基づく技術士登録を行っている者。

- ・技術士（環境部門：自然環境保全）
- ・技術士（環境部門：環境保全計画）

②管理技術者又は担当技術者

- ・生物分類技能検定（植物）2級以上の資格を有する者

③大学、短期大学又は専門学校において関係する専門科目を履修するなど、自然環境保全や生物・生態系に関する専門知識を有していること

2. 提出期限等

(1) 提出期限

入札説明書のとおり

(2) 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

入札説明書と同じ

(3) 提出部数

2部

(4) 提出方法

入札説明書のとおり

(5) 提出に当たっての注意事項

- ① 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで(12時～13時は除く)とする。
- ② 郵送する場合は、封書の表に「令和6年度瀬戸内海国立公園淡路地域の公園計画第4次点検に係る調査等業務に係る業務請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。
- ③ 提出された業務請負条件資料は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- ④ 虚偽の記載をした業務請負条件資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
- ⑤ 業務請負条件資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ⑥ 提出された業務請負条件資料は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合がある。

3. 審査結果の回答

入札説明書のとおり

以上

(別添様式)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿地方環境事務所総務課長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

令和6年度瀬戸内海国立公園淡路地域の公園計画第4次点検に係る調査等業務
に係る業務請負条件資料の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

請負組織については①、配置する職員については①から③までの確認書類。

(配置予定職員経歴書)

- ① 仕様書及び契約書の写し
- ② 資格証の写し
- ③ 大学、短期大学又は専門学校において関係する専門科目を履修するなど、自然環境保全や生物・生態系に関する専門知識を有していることが確認できる書類

(担当者)

所属部署：

氏名：

TEL/FAX：

E-mail：

契 約 書

支出負担行為担当官 近畿地方環境事務所総務課長 松本 和也 (以下「甲」という。)
は、 (以下「乙」という。)と令和6年
度瀬戸内海国立公園淡路地域の公園計画第4次点検に係る調査等業務 (以下「業務」と
いう。)について、次の条項により契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
とする。

(履行期間及び履行場所)

第3条 履行期間及び履行場所は次のとおりとする。

履行期間 契約締結日から令和7年3月21日

履行場所 仕様書のとおり

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の制限)

第5条 乙は、業務の処理を他人(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2
条第3号に規定する子会社をいう。))である場合も含む。)に委託し、又は請け負わせ
てはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面によ
り甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格
した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。
い。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。
この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日
から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第13条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第12条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」

という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

4 乙が前三項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(表明確約)

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(担保責任)

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。

一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報に含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃

棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。

- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（債権譲渡の禁止）


- 第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

- 第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 住所 大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎4階
氏名 支出負担行為担当官
近畿地方環境事務所総務課長 松本 和也 

乙 住所
氏名 

令和 6 年度瀬戸内海国立公園淡路地域の公園計画第 4 次点検
に係る調査等業務
仕様書

1. 業務の目的

瀬戸内海国立公園は、その比類ない内海多島海景観に加えて、自然と人文とが調和した特色ある景観を有することから、昭和 9 年 3 月 16 日に我が国最初の国立公園の一つとして指定された。その後、数回にわたる公園区域の拡張等によって、現在は 11 府県にまたがる瀬戸内海のほぼ全域が国立公園として指定されている。

淡路地域は、極相林を形成する社寺林及び自然海浜等の良好な自然とその利用地点を中心に区域指定され、淡路島全域に区域が点在している。昭和 25 年に区域指定された後、数回にわたり公園区域の変更、事業計画の追加等を経て、平成 24 年に第 3 次点検が行われた。この第 3 次点検から現在まで（11 年間）の間に国立公園を取りまく自然環境・社会的条件をはじめ、自然公園法においても自然体験活動促進計画が新設されるなどの法体系が変化している。

本業務は、これらの変化を踏まえた本地域の第 4 次点検を開始するにあたり、本地域周辺に関する基礎的データの収集・整理、現公園計画図の既存 GIS データの修正及び現地調査を実施することを目的とする。

2. 業務実施期間

契約締結時から令和 7 年 3 月 21 日（金）まで

3. 業務の対象地域

瀬戸内海国立公園淡路地域

（兵庫県淡路市、洲本市、南あわじ市、明石市 別紙 1 参照）

4. 業務の実施内容

業務実施内容は以下のとおり。なお、自然情報、GIS データ等の業務の遂行に必要な情報の収集に当たっては、特に定めのない限りオンラインで入手できるものを想定している。また、各種データ使用の際に手続き（地形図の複製承認番号取得）等の調整が必要である場合は、速やかに近畿地方環境事務所神戸自然保護官事務所担当官（以下、担当官）へ報告すること。

（1）業務打合せの実施

業務を適正かつ円滑に実施するため、本業務開始時に 1 回、業務期間中に 1 回、成果物提出前に 1 回の計 3 回程度オンライン会議システムによる打合せを担当官と行うこと。打合せ後は速やかに打合せ記録簿を作成し、担当官に提出すること。

初回打合せ時には、業務工程表、業務組織表等を含めた「業務計画書」を作成し、担当官に提出すること。

(2) 植生調査

①文献調査

淡路島内（国立公園内外）での植物の生育状況、保全課題等に関する文献及び研究（公開されているものに限る）に関する情報収集をすること。なお、公園計画点検での区域拡張の可能性も鑑み、国立公園外についても同様に情報収集すること。

②専門家ヒアリング

④の生育確認調査前後に各1回程度、専門家へのヒアリング（各2時間程度を想定し、1時間あたり7,000円の謝金を支給すること。）を実施する。調査前ヒアリングでは、①で得た情報をもとに、調査地点や代表的な調査対象種の選定、調査手法、及び保全課題等について確認する。調査後ヒアリングでは、調査結果及び現地で確認された希少種等の保全方法等について意見を聴取し、意見のとりまとめを行う。なお、専門家は、兵庫県内の専門家2名を想定し事前に担当官と協議を行い決定すること。

③調査計画書の作成

④生育確認調査に先立ち、②の調査前ヒアリングの結果を踏まえた調査計画書（調査方法、調査地点、業務工程表等）を担当官に提出すること。

④当該植物の生育確認調査

調査対象地点は以下合計8か所程度において1回ずつ、2名体制（延べ16人日を想定）で現地調査により当該植物の生育確認調査を行い、別紙3調査票を基本にして調査結果のとりまとめを行うこと。調査手法はルートセンサスで、800m/地点を想定する。また、調査実施状況の写真撮影を行うこと。

【調査対象地点（想定）】

淡路市（松帆の浦、常隆寺）

洲本市（成ヶ島、三熊山）

南あわじ市（慶野松原、吹上浜、諭鶴羽山、沼島） 別紙2参照

(3) 情報収集及び整理

「国立公園及び国定公園の調査要領」（平成25年5月17日付け環自国発第1305172号）（以下、「調査要領」とする。※1ウェブサイト参照）に基づき、1. 景観要素、2. 権利制限・産業等、3. 社会状況及び4. 自然環境の利用状況及び施設について、情報収集及び整理を行う。

これらの情報については、項目毎に地理情報システム（以下、「GIS」という。）デ

ータとして極力まとめることとし、紙資料しかない場合は GIS 上で位置合わせ（補正、地理座標付加等）をした上で、レイヤーファイルとして保存すること。

※1 関連法令 自然公園関係通知 <http://www.env.go.jp/park/doc/index.html>
(環境省 HP)

(4) 公園計画図等の既存 GIS データの修正

担当官が提供する平成 26 年度瀬戸内海国立公園（淡路地域）の区域区分データ作成業務（以下、平成 26 年度業務）で作成した現行公園計画図の GIS データについて、「国立公園の公園計画作成要領等について」（平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305173 号）（※1 ウェブサイト参照）を参考に国立公園の区域図および保護規制計画図、利用施設計画図の GIS データを担当官に確認の上、修正すること。なお、次の①～②を踏まえ作成することとし、紙出力を念頭に置いて図画を考慮する。

①地理的情報の整理

作図対象区域の電子地形図 25000 を GIS データ作成用の基図として、②で得られた権利制限等の情報を区域線に活用することとし、各データに地理上の誤差がある場合は調整する。なお、過年度業務も参考に、公園区域線及び地種区分線に不明確な箇所がある場合又は判別しにくい箇所を抽出し、代替線の候補を提案することとする。

②GIS データの属性等

区域図、公園計画図等のデータ作成時には下記の属性データの GIS 化を含めること。

- ・区域線
- ・地種区分線（線データ）
- ・各線の番号を付す点（点データ）

なお、区域線及び地種区分線には線分の根拠（〇〇界）を記載し、各線が区分できるように頂点に番号を振ること。

(5) 業務報告書の作成

(2) から (4) の結果を取りまとめた報告書を作成すること。また、本業務において抽出された課題を整理し次年度業務に向けた提案を行うこと。

成果物の作成にあたり、個人情報等の公開すべきでない情報（不開示情報）がある場合は、担当官との協議に基づき当該情報箇所をマスキング（黒塗り）措置を行う。黒塗りは不開示情報箇所が復元できないよう不可逆的手法により行うこと。公開用成果物は通常成果物とは別途とりまとめ提出すること。その際、公開用成果物と通常成果物の区別がつくよう格納表示（「公開用」、「取扱注意」等）を必ずラベルにより付記すること。

5. 成果物

業務（１）～（５）の成果を取りまとめ提出する。

紙媒体：公開版２部、通常版３部（くるみ製本、A4判60頁以上。必要に応じて図面等はA3判とし、その場合は折込むこと）

電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R）４式
（公開版２式、通常版２式）

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所：近畿地方環境事務所神戸自然保護官事務所

6. 著作権等の扱い

- （１）成果物に関する著作権、著作隣接権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- （２）請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- （３）成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- （４）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- （５）成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- （６）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- （１）請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当官に書面で提出すること。
- （２）請負者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、担当官からの指示に

応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章：Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表：表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料：Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- ・GIS ファイルを作成した場合：ESRI 社 ArcGIS（ArcGISVer. 9.0 以上）
- ・地図及び副図の画像ファイル：Adobe Systems 社 Adobe Illustrator（AI 形式又は EPS 形式、CS3 以下）

※作業後の地図及び副図中の区域線は再編集可能なベクタデータであること。

※地図及び副図に表示するテキスト及び公園計画に関する記号に関しては、作業前シェープファイルの地図及び副図とは別画像としてレイヤー分けする等、提出後の地図及び図面の再編集性を維持するための適切なレイヤー管理を行うこと。

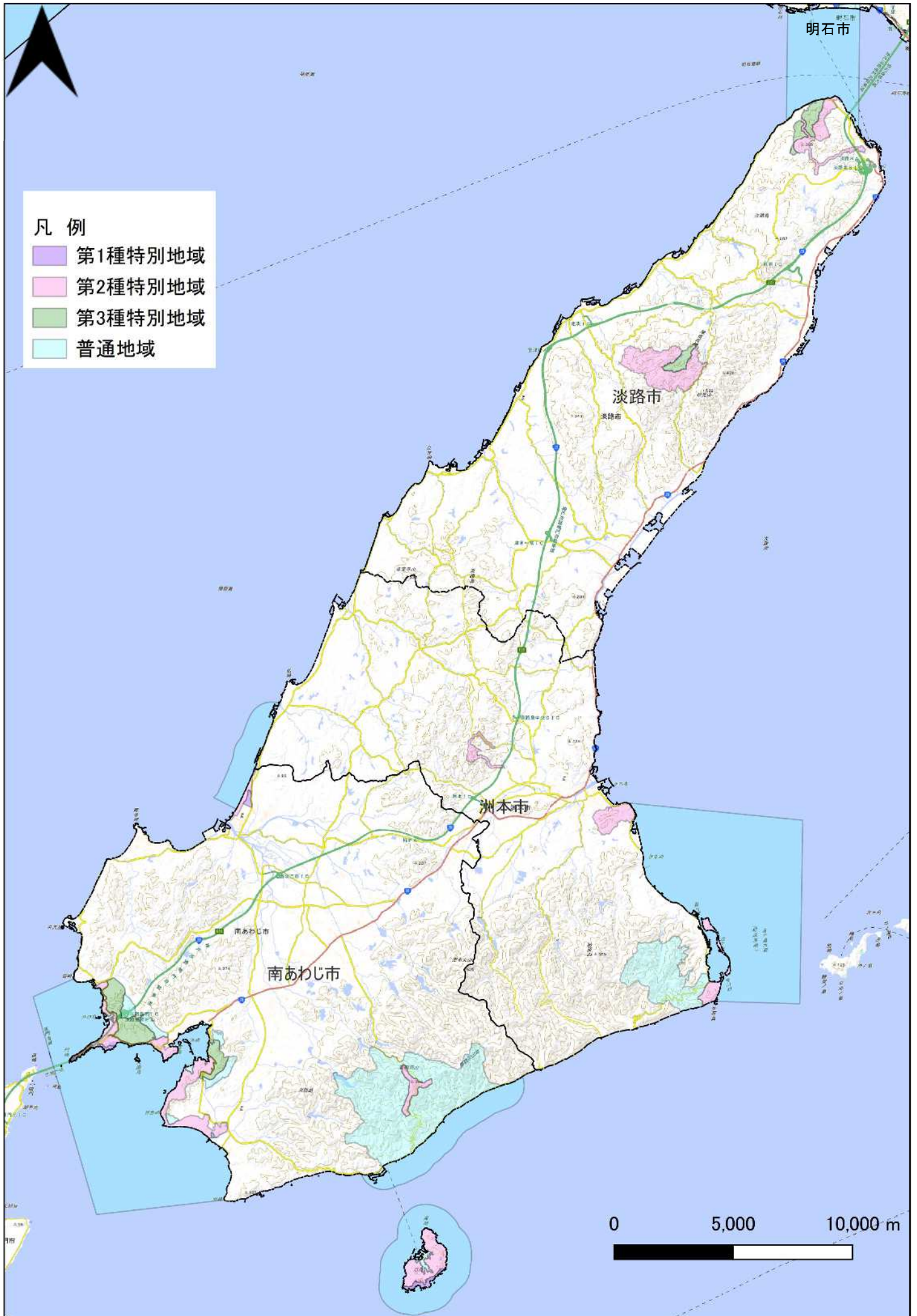
(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度、事業名称、公開用報告書格納表示等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

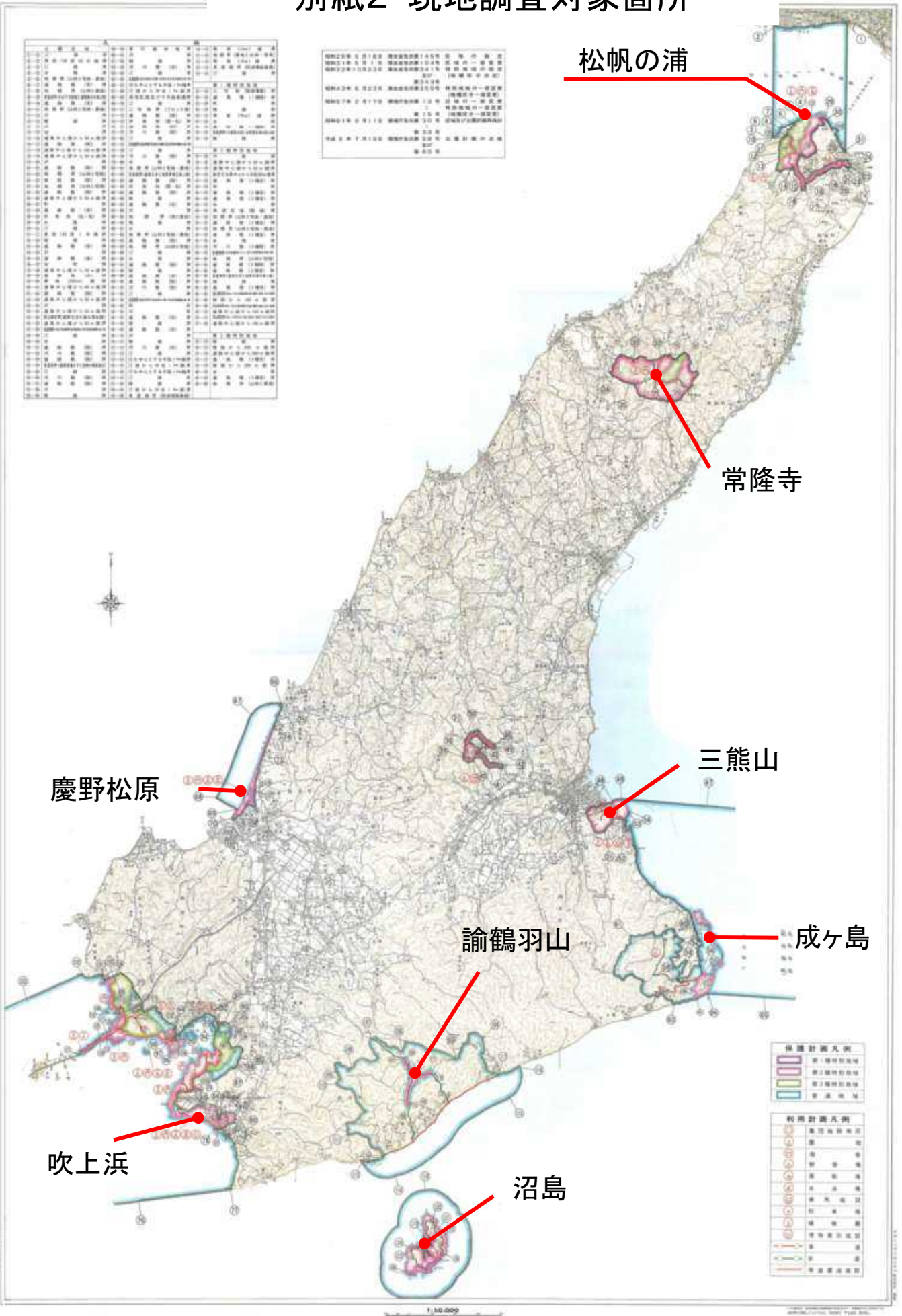
成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。



別紙2・現地調査対象箇所

調査区画番号	調査区画名称	調査区画面積	調査区画位置	調査区画内容
1	吹上浜	1.2	吹上浜	吹上浜
2	慶野松原	1.5	慶野松原	慶野松原
3	松帆の浦	0.8	松帆の浦	松帆の浦
4	常隆寺	0.5	常隆寺	常隆寺
5	三熊山	1.0	三熊山	三熊山
6	諭鶴羽山	1.5	諭鶴羽山	諭鶴羽山
7	成ヶ島	0.3	成ヶ島	成ヶ島
8	沼島	0.2	沼島	沼島

調査区画番号	調査区画名称	調査区画面積	調査区画位置	調査区画内容
9	吹上浜	1.2	吹上浜	吹上浜
10	慶野松原	1.5	慶野松原	慶野松原
11	松帆の浦	0.8	松帆の浦	松帆の浦
12	常隆寺	0.5	常隆寺	常隆寺
13	三熊山	1.0	三熊山	三熊山
14	諭鶴羽山	1.5	諭鶴羽山	諭鶴羽山
15	成ヶ島	0.3	成ヶ島	成ヶ島
16	沼島	0.2	沼島	沼島



保護計画凡例	
 	第1種特別地域
 	第2種特別地域
 	第3種特別地域
 	普通地域

利用計画凡例	
 	第1種特別地域
 	第2種特別地域
 	第3種特別地域
 	普通地域
 	河川
 	道路
 	境界線
 	境界線
 	境界線
 	境界線
 	境界線

1:50,000

別紙3 調査票

調査箇所名： 調査年月日： 令和 年 月 日

調査者：

調査箇所概況：

確認箇所番号 (GPS番号等)	出現種名 (指定植物・その他重要種等)	個体数	特記事項 ※確認位置・生育範囲等

※指定植物・その他重要種等の確認箇所については別途位置図を作成すること。